

川島町教育委員会における
障がい者活躍推進計画

令和 2 年（2020 年） 8 月

川島町教育委員会

I 計画策定にあたって

1 機関名及び任命権者

(1) 機関名 川島町教育委員会

(2) 任命権者 川島町教育委員会

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする。

ただし、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3 川島町教育委員会における障がい者雇用に関する課題

川島町教育委員会においては、川島町との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。

現に、障がい者である職員は配属されていないが、特例認定による合算の状況を見ると、令和元年度において、法定雇用率（2.5%）を下回っているが、法定雇用率に基づく障害者の雇用義務である法定雇用障害者数（4人）は達成している。

今後、法定雇用率が0.1%引き上げとなり、2.6%となる予定である。計画期間の終期までに法定雇用率を上回れるよう、障がい者の積極的な採用活動を実施する必要がある。

また、障がい者である職員が活躍できるように、さらなる体制整備や取組が必要である。障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、本計画を策定する。

II 目標

1 採用に関する目標

職員は、川島町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。

2 定着に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

III 取組内容

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

職員は、川島町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、障害者雇用促進者は、町長部局と同一の総務課長を選任する。

また、総務課庶務・人権グループが事務担当として、計画の推進に努める。

さらに、障がい者への理解を深めるため、埼玉県による「障害者雇用促進セミナー」への参加案内を行い、参加希望者を募る。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい者の職員が配属された場合には、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく職務が遂行できるよう職務の選定及び創出について検討する。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

基礎的環境整備として、障がい者が利用しやすい環境に配慮した設備（エレベーター、多目的トイレ等）については整備しているが、随時環境整備を検討する。

また、障がいの種類や程度のほか、障がい者である職員からの意見・要望を踏まえ、職務に必要な就労支援機器の購入について検討を行う。

なお、これらの措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。

現に障がい者である職員は配属されていないが、当委員会に所属している職員について、障がい者雇用に関する理解の促進を図る。

4 その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に課する法律の趣旨に鑑み、障がい者就労施設への発注等を通じて、障がい者の活躍の場を拡大できるように努める。

また、障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製造した物品を積極的に活用・紹介するほか、当該施設との人的交流により職場体験等の受入れが行えるよう努める。